

下関市ふるさと起業家支援補助金 募集要領

1. 趣旨

この要領は、本市において起業を促進し、地域の活性化を図るため、社会・地域課題解決事業又は地域振興事業を起業した者に対し、その事業に係る経費の一部を補助する下関市ふるさと起業家支援補助金に係る起業家の募集について、必要な事項を定める。

2. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) クラウドファンディング 目標額を設定の上、インターネットを介して広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング制度 市がクラウドファンディングを活用してふるさと納税制度（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2に規定する個人市県民税の控除の特例をいう。以下同じ。）による寄附金（以下「寄附金」という。）を募集し、補助金の財源を調達する制度をいう。

3. スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| ① 申請書提出期限 | 令和7年7月22日（火）午後5時（必着） |
| ② プレゼンテーションの実施 | 令和7年7月29日（火）（予定） |
| ③ 審査の結果通知(事業認定日) | プレゼンテーションの実施後、3日以内 |
| ④ 補助対象期間 | 事業認定日から令和8年3月31日（火）まで |
| ⑤ 寄附金の募集期間 | 令和7年10月中旬（予定）から
令和7年12月下旬まで |

4. 補助金の交付対象

補助金の交付対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次項に掲げる事業を行う者で、ふるさと起業家支援補助金事業認定申請書（様式第1号）及び必要書類を市長に提出する時点で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住民票を有する個人又は市内に事業所を有する法人（第9条第1項に規定する事業認定の日（以下「事業認定日」という。）から起算して30日を経過する日までに、市外から市内に転入する予定の個人（以下「転入予定者」という。）及び市内に事業所を有しない法人で市内に事業所を新設する予定のもの（以下「新設予定法人」という。）を含む。）であること。ただし、

個人のうち、当該申請の時点で法人成りを予定しているもの（以下「法人成り予定者」という。）については、事業認定日から起算して30日を経過する日までに当該法人成りを行う予定のものであること。新規に事業を行おうとする者又は事業開始後5年を経過していない者

- (2) 市税（転入予定者の場合にあっては下関市及び市内に転入する前の住所地（以下「旧住所地」という。）の市区町村税、新設予定法人にあっては下関市及び市内に事業所を新設する前の本店所在地の市区町村税）を滞納していない者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める者でないこと。

5. 補助金交付の対象事業

補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、新規に行う事業又は事業開始後5年を経過していない事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 社会・地域課題解決事業 子育ての支援、高齢者及び障がい者の支援、環境保護、まちづくり等、市が社会又は地域の課題解決に資すると認める事業
- (2) 地域振興事業 地域資源の活用、雇用創出等、市が地域振興に資すると認める事業

6. 補助金の交付対象経費

補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る初期投資費用（新しく事業を開始するに当たり要した施設整備費（建物、付属設備等の建築、改造、修繕、賃借等に係る費用をいう。）、機械装置費（機械装置の設計、製造、修繕、購入、リース、レンタル等に係る費用をいう。）及び備品費（備品の購入、リース及びレンタル等に係る費用をいう。）及び活動経費（広告宣伝費、消耗品費、業務委託費等をいう。）とする。ただし、資本金、人件費、旅費、食糧費、公租公課、寄附者への返戻品に係る経費（送料を含む。）その他補助対象経費として適切でないと市長が認める経費及び補助対象経費で本市の他の補助制度の適用を受ける経費については、補助対象経費から除く。

7. 補助金の交付対象の期間

補助金の交付の対象とする期間は、事業の認定通知を受けた日から令和8年3月31日（火）までである。

8. 補助金の額

補助対象者に交付する補助金の額は、市がクラウドファンディング制度により寄附を受けた総額（以下「寄附総額」という。）から次の各号に掲げる費用に相当する額を控除した額とする。

- (1) クラウドファンディングを運営する事業者（以下「クラウドファンディング事業者」という。）の運用するインターネットサイトに市が寄附金の募集を掲載するために要する費用並びに、クラウドファンディング制度に応募した者からの寄附金に係るクレジットカードによる支払に係る決済のために要する費用（寄附総額の約18パーセント程度）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が寄附総額から控除する必要があると認める費用

9. クラウドファンディングによる資金の募集

認定された事業について、市が契約するクラウドファンディング事業者の運用するインターネットサイトに募集期間を定めて掲載し、補助金の財源として寄附金を募集する。

10. 申請の制限

申請は、1会計年度中において1事業者につき1事業に限るものとし、1事業当たり500万円までとする。

11. 目標額の設定

事業認定後、当該認定事業者は、クラウドファンディング事業者及び市と協議の上、最適な目標額を設定する。

12. 責務

- (1) 認定事業者の方は、当該事業をクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに掲載のうえ業務を行うこと。
※ 掲載内容等について、クラウドファンディング事業者が寄附額向上に向けた提案等をする場合があることを留意すること。
- (2) 認定事業者の方は、製造した商品の試供品の送付や事業所の見学など、認定事業に寄附を行った者の認定事業への関心が継続する工夫を行うこと。
- (3) 寄附金額が目標額に達しなかった場合でも、認定事業を実施すること。
- (4) 認定事業者の方は、事業完了後、市へ実績報告・効果報告を行うこと。

13. 申請方法

- (1) 補助対象事業の認定を受けようとする補助対象者は、ふるさと起業家支援補助金事業認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、提出すること

- ① 事業計画書（様式第1号の2）
- ② 資金計画書（様式第1号の3）
- ③ 個人の場合にあつては住民票（転入予定者の場合にあつては、旧住所地の住民票）及び開業届の写し、法人の場合にあつては履歴事項全部証明書及び定款の写し
- ④ 個人（事業開始初年度の個人を除く。）の場合にあつては直近の確定申告書の写し、法人（事業開始初年度の法人を除く。）の場合にあつては直近の事業年度分の決算書の写し
- ⑤ 市税滞納なし証明書（転入予定者の場合にあつては下関市及び旧住所地の市区町村税滞納なし証明書、新設予定法人の場合にあつては下関市及び本店住所地の市区町村税滞納なし証明書）（原本に限る。）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 各様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 前項の規定にかかわらず、開業届を税務署に提出していない個人は、同項第3号の開業届の写しについて、事業認定日から起算して30日を経過する日までに市長に提出すればよいものとする。

※ 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる書類を、事業認定日から起算して30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

転入予定者	市内への転入後の住民票
法人成り予定者	法人化後の履歴事項全部証明書及び定款の写し
新設予定法人	市内に事業所が所在することを確認できる書類

- (2) 提出期限

・令和7年7月22日（火）午後5時（必着）

- (3) 提出部数

・正本（紙媒体）1部、また、ふるさと起業家支援補助金事業認定申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号の2）、資金計画書（様式第1号の3）については副本（紙媒体）を6部又は電子データ（CD-R又はDVD-R）1部を提出すること。

- (4) 提出先

下関市産業振興部産業振興課（担当：原田、森本）

〒750-0006 下関市南部町21-19 下関商工会館4階

電話：０８３－２３１－１２６５

※開庁時間は土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

(5) 提出方法

- ・持参又は郵送。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、下関市はその責めを負わないものとする

14. 審査

(1) 審査方法

事業計画等に基づき、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、下関市ふるさと起業家支援補助金審査委員会に意見を求め、市長が評価・認定を行う。プレゼンテーション及び質疑応答については、次のことに留意すること。

- ① １申請者当たりのプレゼンテーションの時間は２０分以内とし、その後の質疑応答時間を２０分程度とする。
また、プレゼンテーション及び質疑応答は、申請書類の受付順（到着順）で、１申請者ごとに個別で行い、非公開とする。
- ② 出席者については、１申請者当たり３人を限度とする。
- ③ プレゼンテーションにおいて、デモンストレーション等を実施する場合、説明に使用するパソコンや接続コード等については、申請者が準備すること。
プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で準備する。
なお、会場の設定や電源の確保などの関係から、事前に使用する機器等を事務局へ連絡すること。
- ④ プレゼンテーションには、原則、申請した事業全体を把握した担当者が出席すること。
- ⑤ 「取り組む理由・目的（満点 20）」、「事業内容（満点 15）」、「期待される効果（満点 15）」、「事業実施体制（満点 15）」、「寄附者を獲得し、事業に継続して関心も持ってもらおう工夫（満点 15）」、「事業全般（満点 15）」、「新規の創業者（満点 5）」の項目により評価する。
※詳細については、別紙「評価基準書」を参照。
- ⑥ 審査委員１人当たり１００点満点によって評価する。
- ⑦ 各審査委員の評価点の合計（以下「総合点」という。）が高い事業から補助対象事業の順位を決定し、市の予算の範囲内で平均総評価点の高い事業から順に認定する。
- ⑧ 前項の規定にかかわらず、各審査委員の評価点の合計が満点の６割未満の場合は補助対象外とし、順位を付けないものとする。

- ⑨ 審査の結果、総合点が同一の事業が複数となった場合には、審査委員会において協議し順位を決定する。
 - ⑨ 申請者が1者のみでもプレゼンテーションを実施する。
 - ⑩ その他補助対象事業の認定について、協議の必要がある場合は、審査委員会でこれを行う。
- (2) 審査結果の通知
- 審査結果による事業認定の適否の通知は、申請者全てに通知する。
- なお、審査結果及び経過に関する問い合わせ、異議等については、一切応じないこととする。

15. 提出書類に関する諸注意

訂正箇所がある場合は、必ず訂正印を押印すること（修正テープは不可）。

16. その他留意事項

- (1) 応募等に関する費用は全て申請者の負担とする。
- (2) 申請時における書類提出後の提出書類の修正、変更又は追加は一切認めない。
ただし、審査委員会からの要請のあったものについては、この限りではない。
- (3) 提出された書類は一切返却できないこととする。
- (4) 提出された書類は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づく公文書公開請求の対象となる。
- (5) 認定した補助対象事業の事業計画書及びプレゼンテーション用資料の内容は、市が必要とする範囲で公開することがある。
- (6) 申請書類の提出後に審査を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退する旨を記載した書面を提出すること。
- (7) 補助対象事業が認定され、打合せ開始後に認定事業者の都合により寄附募集開始に至らなかった場合、又は掲載開始を大幅に延期した場合は、キャンセル料の支払いが必要となる場合がある。
- (8) 失格事項
記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した申請者は失格とする。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

17. 事業認定された申請者について

審査において事業認定をされた補助対象者については、下関市ふるさと起業家支援補助金交付要綱に基づき、その後の手続きなどを別途連絡する。